別記様式（第４条関係）

通知書					
還付金額				券面額、回記号及び番号	
還付有価証券	名称	枚数	総額面		
	銘柄			金額	
還付振替国債					
還付年月日					
債権額					
債権発生の原因たる事実					
登録包括信用購入あつせん業者（法第31条の登録を受けた者）の名称及び住所					
※供託年月日					
※供託番号					
※供託金額					
※供託有価証券	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号	
	銘柄			金額	
※供託振替国債					
供託所名					

上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。

年　月　日

住　所
債権者　　㊞

経済産業局長　殿

（備考）１　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

○法務省・経済産業省令第二号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）を実施するため、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十八日

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和三十六年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（営業保証金等の還付に係る通知書）	（営業保証金等の還付に係る通知書）
第十五条　法第二十一条第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の権利を有する者が営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする場合には、令第九条及び令第十三条、供託規則並びに第二条の規定によるほか、許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第三号又は第四号（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当している場合を除き、様式第四（令第十三条の規定による配当の実施の手続による場合にあつては、様式第五）による通知書三通を供託所に提出しなければならない。	**第十五条**　法第二十一条第一項（法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の権利を有する者が営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする場合には、令第九条及び令第十三条、供託規則並びに第二条の規定によるほか、許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第三号又は第四号（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当している場合又は法第三十四条の三第一項の規定により登録包括信用購入あつせん業者の登録が消除されている場合を除き、様式第四（令第十三条の規定による配当の実施の手続による場合にあつては、様式第五）による通知書三通を供託所に提出しなければならない。
第十七条　経済産業局長は、前条の通知書を受け取つたときは、その一通に様式第四又は様式第五の奥書の式による記載をし、これを当該通知書に係る許可割賦販売業者等に送付しなければならない。ただし、当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項	**第十七条**　経済産業局長は、前条の通知書を受け取つたときは、その一通に様式第四又は様式第五の奥書の式による記載をし、これを当該通知書に係る許可割賦販売業者等又は登録包括信用購入あつせん業者に送付しなければならない。ただし、当該許可割